

広島県公営企業管理規程第五号

広島県工業用水道供給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

広島県工業用水道供給規程の一部を改正する規程

広島県工業用水道供給規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島県工業用水道条例施行規程

「第一章 総則」を削る。

第一条及び第二条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この規程は、広島県工業用水道条例（昭和四十年広島県条例第三十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規程で用いる用語は、条例の例による。

第三条から第五条までを削る。

「第二章 給水の承認等」を削る。

第六条の見出しを「（給水の申込み及び承認）」に改め、同条第一項中「条例第二条の規定により給水の承認（給水の種別の変更の承認を含む。）を受けようとする者」を「条例第五条第一項の規定により給水の申込み（給水の種別の変更の申込みを含む。）をしようとする者」に改め、同条第三項中「、第一項の申込みにより」を「、条例第五条第六項の規定により」に、「、給水の種別、使用者の一日当たりの基本水量、時間使用水量、」を「、同項に掲げるもののほか」に改め、同条第四項を削り、同条を第三条とする。

第七条の見出しを「（基本水量の変更の申込み及び承認）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「条例第六条の規定により基本水量の変更」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条を第四条とする。

第八条の見出しを「（特定給水の申込み及び承認）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「条例第七条の規定により特定給水」に改め、同項を同条第一項とし、同条中第三項を第二項とし、第四項を削り、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（利用廃止届）

第六条 条例第八条第一項の規定による工業用水道の利用の廃止の届出は、別記様式第八号による工業用水道利用廃止届によるものとする。

第九条を削る。

「第三章 給水施設」を削る。

第十条を削る。

第十一条各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第十条に規定する管理者が定める給水施設の基準は、次に掲げるものとする。

第十一条第三号中「、電しよく」を「、電食」に改め、同条第四号中「受水そう」を「受水槽」に改め、同条を第七条とする。

第十二条の見出しを「(工事の施工申請及び承認)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「条例第十一条に規定する給水施設の工事の施行」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「、前項の申請により当該工事」を「、条例第十一条の規定により給水施設の工事」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(工事完了届)

第九条 条例第十二条の規定による給水施設の工事の完了の届出は、別記様式第十一号による工業用水道給水施設工事完了届によるものとする。

第十三条及び第十四条を削る。

第十五条の見出しを「(身分証明書)」に改め、同条第一項及び第三項を削り、同条第二項中「前項の」を「条例第十四条第一項の規定による」に改め、同項を同条とし、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(給水停止等の通知)

第十一条 条例第十六条第二項の規定による給水の停止、又は制限の通知は、別記様式第十三号による工業用水道給水停止(制限)通知書によるものとする。

第十六条を削る。

「第四章 給水」を削る。

第十七条及び第十八条を削る。

第十九条の見出しを「(水質等の基準)」に改め、同条第一項中「工業用水道から供給する工業用水の水質」を「条例第十八条第一項に規定する管理者が定める水質等」に改め、同条を第十二条とする。

第二十条を削る。

第二十一条の見出しを「(実使用水量の通知)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「、前項」を「、条例第十九条」に改め、同項を同条とし、同条を第十三条とする。

第二十二条及び第二十三条を削る。

「第五章 料金」を削る。

第二十四条第三項中「第一項及び第二項」を「前二項」に、「第九条第二項」を「条例第八条第二項」に改め、同条を第十四条とし、第二十五条を第十五条とする。

第二十六条中「、条例第七条の規定による」を「、条例第二十五条の規定により」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(指定管理者による管理を行わせる場合の規程の適用)

第十七条 条例第二十六条第一項の規定により工業用水道の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第十三条中「管理者」とあるのは、「指定管理者」とする。

「第六章 雑則」を削る。

第二十七条を削る。

第二十八条に次のただし書を加える。

ただし、条例第二十六条第一項の規定により工業用水道の管理を指定管理者に行わせる場合における管理者に提出する書類は、指定管理者を経由して提出しなければならない。

第二十八条を第十八条とする。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

別記様式第一号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

工業用水道給水申込書

平成 年 月 日

広島県公営企業管理者 様

申込者 住所 法人にあつては、その主たる事務所所在地

氏名 法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名 (印)

次のとおり工業用水の供給を受けたいので、広島県工業用水道条例第 5 条第 1 項の規定により申し込みます。

受 水 場 所						
受 水 工 場 名						
給 水 の 種 別	<input type="checkbox"/> 一 般 給 水	<input type="checkbox"/> 定 量 給 水	<input type="checkbox"/> 少 量 給 水			
予 定 使 用 水 量	1 日当たりの予定使用水量 1 日の各時間における 予定最大使用水量			立方メートル		
給 水 開 始 日	平成 年 月 日					
現 在 の 給 水 の 種 別 (給水の種別を変更する場合)	<input type="checkbox"/> 一 般 給 水	<input type="checkbox"/> 定 量 給 水	<input type="checkbox"/> 少 量 給 水	立方メートル/日		
現 在 の 基 本 水 量 (給水の種別を変更する場合)	立方メートル/日					
申 込 み の 理 由						

(注) 1 1 日当たりの予定使用水量欄には、1 日の各時間における予定最大使用水量に 24 を乗じて得た水量を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別記様式第二号中「~~（海）の（海）~~」を「~~（海）の（海）~~」に改める。
別記様式第三号から別記様式第十六号までを次のように改める。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

工業用水道給水承認書

平成 第 年 月 日 号

様

広島県公営企業管理者



平成 年 月 日付けで申込みのあつた工業用水の供給については、次のとおり承認します。

給 水 場 所	
給 水 工 場 名	
給 水 の 種 別	
基 本 水 量	立方メートル/日
時 間 使 用 水 量	立方メートル/時
給 水 開 始 年 月 日	平成 年 月 日
条 件	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A列4とする。

様式第 4 号 (第 4 条関係)

工業用水道基本水量変更申込書

平成 年 月 日

広島県公営企業管理者 様

申込者 住所 住所 [法人にあつては、その主た]
[る事務所の所在地]
氏名 [法人にあつては、その名称]
[及び代表者の氏名] (印)

次のとおり工業用水道の基本水量を変更したいので、広島県工業用水道条例第 6 条の規定により申し込みます。

受 水 場 所	
受 水 工 場 名	
現 在 の 基 本 水 量	立方メートル/日
変 更 希 望 の 量	1日当たりの予定使用水量 1日の各時間における 予定最大使用水量
変 更 希 望 年 月 日	平成 年 月 日
変 更 の 理 由	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A列4とする。

様式第5号 (第4条関係)

工業用水道基本水量変更承認書

第 年 月 日
平成

様

広島県公営企業管理者



平成 年 月 日付けで申込みのあつた基本水量の変更については、次のとおり承認します。

給 水 場 所	
給 水 工 場 名	
変更後の基本水量	立方メートル/日
変更後の時間使用水量	立方メートル/時
変 更 年 月 日	平成 年 月 日
条 件	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 6 号 (第 5 条関係)

工業用水道特定給水申込書

平成 年 月 日

広島県公営企業管理者 様

使用者 住所 [法人にあつては, その主たる事務
所の所在地]

氏名 [法人にあつては, その名称及び代] 印

次のとおり工業用水の特定給水を受けたいので, 広島県工業用水道条例第 7 条の規定により申し込みます。

受水場所	
受水工場名	
基本水量	立方メートル/日
予定使用水量	1日当たりの予定使用水量 立方メートル 1日の各時間における 予定最大使用水量 立方メートル
特定給水希望期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
特定水量の用途	
申込みの理由	

(注) 1 1日当たりの予定使用水量欄には, 1日の各時間における予定最大使用水量に24を乗じて得た水量を記入すること。

2 用紙の大きさは, 日本工業規格A列4とする。

様式第7号 (第5条関係)

工業用水道特定給水承認書

第 年 月 日
平成

様

広島県公営企業管理者



平成 年 月 日付けで申込みのあつた工業用水の特定給水については、次のと
おり承認します。

給水場所	
給水工場名	
基本水量	立方メートル/日
特定水量	立方メートル/日
時間使用水量	立方メートル/時
特定給水の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
条 件	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 8 号 (第 6 条関係)

工業用水道利用廃止届

平成 年 月 日

広島県公営企業管理者 様

使用者 住所 [法人にあつては, その主たる事務所]
の所在地

氏名 [法人にあつては, その名称及び代表] 印
者の氏名

次のとおり工業用水道の利用を廃止したいので, 届け出ます。

受水場所	
受水工場名	
基本水量	立方メートル/日
特定水量	立方メートル/日
時間使用水量	立方メートル/時
廃止予定年月日	平成 年 月 日
廃止の理由	

(注) 用紙の大きさは, 日本工業規格 A列4とする。

様式第 9 号 (第 8 条関係)

工業用水道給水施設工事施行承認申請書

平成 年 月 日

広島県公営企業管理者 様

使用者 住所 [法人にあつては、その主たる事] 務所の所在地

氏名 [法人にあつては、その名称及び] (印) 代表者の氏名

次のとおり給水施設の工事を施行したいので、広島県工業用水道条例第11条の規定により申請します。

工 事 の 種 別	
工 事 場 所	
工 事 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 間
工事施行予定者	
工事施行の理由	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A列4とする。

様式第10号 (第8条関係)

工業用水道給水施設工事施行承認書

第 年 月 日
平成

様

広島県公営企業管理者



平成 年 月 日付けで申請のあつた給水施設の工事の施行については、次のとおり承認します。

工 事 の 種 別	
工 事 場 所	
工 事 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 間
条 件	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第11号 (第9条関係)

工業用水道給水施設工事完了届

平成 年 月 日

広島県公営企業管理者 様

使用者 住所 [法人にあつては、その主たる事務
所の所在地]

氏名 [法人にあつては、その名称及び代] (印)

次のとおり給水施設の工事を完了したので、届け出ます。

工 事 の 種 別	
工 事 場 所	
工 事 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 間
工事完了年月日	平成 年 月 日
工 事 施 行 者	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。


様式第12号 (第10条関係)

(表面)

身分証明書	番号
所属	
職	
氏名	

上記の者は、広島県工業用水道に係る給水施設を検査する職員であることを証明する。

平成 年 月 日

広島県公営企業管理者 

(裏面)

広島県工業用水道条例 (抜粋)

第14条 管理者は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、職員に給水施設を検査させることがある。

広島県工業用水道施行規程(抜粋)

第10条 条例第14条第1項に規定する検査を行う職員は、別記様式第12号による身分証明書を携帯し、関係人から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(注) 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

様式第13号 (第11条関係)

工業用水道給水停止(制限)通知書

平成 年 月 日

様

広島県公営企業管理者
工業用水道指定管理者

次のとおり給水を停止(制限)するので通知します。

日 時	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	間
区 域		
原 因		
制限時間内給水量	立方メートル/時	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第15号 (第13条関係)

工業用水道実使用水量通知書

平成 年 月 日

様

広島県公営企業管理者
工業用水道指定管理者

平成 年 月分の工業用水の実使用水量は、次のとおりです。

実 使 用 水 量	立方メートル
うち超過使用水量	立方メートル

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第16号 (第16条関係)

工業用水道料金減免決定書

平成 年 月 日

様

広島県公営企業管理者



平成 年分の料金減免について、次のとおり決定しました。

減免対象給水場所	
減免対象給水工場名	
減免対象期間	平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで
減免対象水量	基本水量 特定水量 使用水量 立方メートル 立方メートル 立方メートル
減免金額	基本(使用)料金 特定料金 使用料金 円 円 円

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 広島県工業用水道の料金その他の供給条件に関する条例の一部を改正する条例（平成二十四年広島県条例第三十三号）の施行の際現に、改正前の広島県工業用水道供給規程附則第二項の適用を受けていた者についての量水器の設置、管理及び検査請求並びに実使用水量の決定については、なお従前の例による。